

北海道師範塾 塾頭通信

「教師の道」

第481号 平成25年1月28日

駆け込み退職

「埼玉県の公立学校教員110人が、2月から始まる退職手当の削減を前に駆け込み退職」という報道がなされて以来、他県においても同じような事態が起こっており、文部科学大臣が「最後まで誇りを持った仕事として全うしてほしい。そういうふうに指導していきたい」と述べる（1月25日付朝日新聞）など、困惑と波紋が広がっています。

事の起こりは、昨年暮れの解散直前に成立した国家公務員の退職手当法にあります。

その内容は、国家公務員の退職金に共済年金の上乗せ部分（職域加算）を加えた給付総額は民間の給付水準より高い事から、その「官民格差」をなくす事を目的に、本年1月から1年半かけて3段階に分けて率にして14.9%、額にして約400万円削減するというものです。

各地方自治体では、国の退職手当法の改正を受けて順次退職手当条例の改正を進めているのですが、先行して条例改正が行われた自治体において、一部の職員が改正条例の施行日前に退職するという行為に及んでいるという訳です。

埼玉県の場合、職員に対する周知期間を1ヵ月設けたため、改正条例の施行期日は2月1日としています。

また、この退職手当制度の改正による影響額は、35年勤続、月給40万円と仮定した場合、次のように150万円の減額となります。

3月末日退職（新条例適用） 2570万円

1月末日退職（旧条例適用） 2720万円

ただ、2ヶ月早く退職するという事は2ヶ月分の給与ももらえないという事になりますから、それを相殺すると、実際の減額は70万円となります。

公務員給与決定の原則からすれば、官民給与に格差ある以上、その格差を是正する為に必要な措置を講ずることは止むを得ない事と思います。しかし、そうであったとしても、突然もらえるはずの退職金が減額されるとなれば、それぞれ生活設計もあり、事情も色々でしょうから、高い退職金がもらえるなら早く辞めようかと考えてしまう気持ちも、私は決して肯定はしませんが、分からなくもありません。

少なくとも、彼らの行動を批判するだけでは問題が解決するとも思えませんし、

各県とも、退職金を削減しても「駆け込み退職」する職員はいないと高をくくっていたとすれば、いささかつめが甘いといわざるを得ません。

ただ、「駆け込み退職」をしようと考えている教員の皆さんには、その選択は「100万円にも満たないであろう金額の為に失うものは余りにも大きい」という事を、特に申し上げておきたいと思います。

今まさに定年を迎えようとする、その最後の締め括りをすべき時に、

「先生は、100万円というお金の為に、自分達に背を向けて学校を去ってしまった」、「卒業式に感謝の言葉を贈ろうと思っていたけれども、退職金が減らされるのが嫌で1ヵ月前に辞めてしまった。」

等と子ども達に思わせるとしたら、それは子ども達に対する裏切りにはならないでしょうか。貴方は、40年近くになろうという教員生活の集大成を、そのようにして汚してしまう事に耐えられますか。

もう一度、しっかりと考えて欲しいと思います。(塾頭：吉田 洋一)